

## 南砺市農業委員会第34回総会会議録

- 1.招集日時 令和2年 3月 5日
- 2.開会時刻 令和2年 3月 25日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和2年 3月 25日 午後3時15分
- 4.場 所 城端庁舎 3階 視聴覚室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 17名

| 番号 | 氏名    | 出欠 | 番号 | 氏名    | 出欠 |
|----|-------|----|----|-------|----|
| 1  | 織田 直信 | 出  | 11 | 堀 文夫  | 出  |
| 2  | 鍋島 守  | 出  | 12 | 藤永 隆夫 | 出  |
| 3  | 中村 三郎 | 出  | 13 | 山本 弘  | 出  |
| 4  | 片山 昌作 | 欠  | 14 | 山土 修一 | 欠  |
| 5  | 當田 衛  | 出  | 15 | 齊藤 十明 | 出  |
| 6  | 杉森 桂子 | 出  | 16 | 上田 憲仁 | 欠  |
| 7  | 林 正一  | 出  | 17 | 澁谷 均  | 出  |
| 8  | 中川 寿  | 出  | 18 | 松平 勝  | 出  |
| 9  | 荒木 健二 | 出  | 19 | 瀧 由記男 | 出  |
| 10 | 北島 文子 | 出  | 20 | 前川 十一 | 出  |

### 7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第140号 農用地利用集積計画にかかる利用権設定に関する申出書の取下について

議案第141号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第142号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて

第 3 報告第 64 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第 65 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の届出について

報告第 66 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

## 8.事務局職員

事務局長 船藤 統嗣、係長 田原 雅之、副主幹 山田由紀子

## 9.会議の概要

事務局長 定刻となりましたので、只今から、第 34 回南砺市農業委員会令和 2 年 4 月期の総会を開催いたします。本日の出席者は 20 名中 17 名の出席で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにご報告させていただきます。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長 大変良い気候に恵まれました。昨日は、雪が降っていましたが、今年は雪解けということがなく、農繁期に入ったような異常気象であります。皆様、大変お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。

今月上旬に予定されておりました合同研修会ですが、コロナウィルスの関係で中止となりましたが、会長会議は実施されました。人数が少ないということでそのようなことになったかと思われまます。会議では予算関係が説明されました。県の農業関係予算の中で新しい事業についてご報告いたします。

とやまスマート農業拠点整備事業ということで約 4 億円、富山県がワースト 1 となった農業用水路事故防止対策推進事業に 3 億円程が予算計上されておりました。また、ローカル 5G を活用した地域課題解決の実証ということで、無人機を使った草刈り、鳥獣対策ということで 3 億円が追加となりました。

議長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます

議長

きます。本日の署名委員は12番委員、15番委員の2名の方よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。

議長

附議議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第138号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は8件の申請がありました。面積は 田 9,253 m<sup>2</sup> 畑 3,831 m<sup>2</sup> 計 13,084 m<sup>2</sup>です。

受付番号1番です。

譲渡人Aは県外に居住しており、申請地 田 475 m<sup>2</sup>の管理が難しいことから、意欲のある譲受人Bに所有権移転するものです。譲受人Bは、農業継続中であり、申請地は隣地であることから、維持や管理面に努めていきたいと思っております。

受付番号2番です。

譲渡人Aは、申請地 田 1,103 m<sup>2</sup>を耕作者である譲受人Bに譲り渡すものです。申請地は、譲受人Bの所有地と隣接しており、耕作の利便性を図ったものです。

受付番号3番です。

譲渡人Aは、申請地 畑 2,140 m<sup>2</sup>を農業経営拡大に意欲のある譲受人Bに渡すものです。申請地は柿畑であり、隣接地の所有者で干柿農家である譲受人Bが購入し、既存地と一体化に利用し、経営の拡充と農地の有効利用を図るものです。

受付番号4番です。

譲渡人Aは、申請地 田 196 m<sup>2</sup>を農業経営拡大に意欲のある譲受人Bへ譲り渡すものです。

申請地は仲間田であることから、その解消を行うものです。

受付番号5番です。

譲渡人Aは、申請地 田 892 m<sup>2</sup>を農業経営拡大に意欲のある地元の農業法人Bに譲り渡すものです。この申請地も仲間田で耕作しづらい面があることから、その解消をするものです。

受付番号6番です。

譲渡人Aは県外に在住し、申請地 田畑9筆、計2,109 m<sup>2</sup>を申請地周辺に農地を所有する譲受人Bへ譲り渡すものです。地元の方による農地の維持・管理等について合意が図ら

事務局

れたものです。

受付番号 7 番です。

譲渡人 A は、申請地 田 757 m<sup>2</sup> を農業経営拡大に意欲のある譲受人 B に譲り渡すものです。

譲渡人は高齢で農地の管理が困難と感じてきており、隣接地の農地を所有する譲受人 B に相談したところ、承諾してくださいましたので今回譲り渡すものです。

受付番号 8 番です。

中間管理事業によるもので公益社団法人保有の農地を認定農業者 A に譲り渡すものです。元所有者から農林水産公社への譲り渡しにつきましては、前回 1 月の委員会にて既に報告済みです。申請地は田 3 筆、計 5,412 m<sup>2</sup> です。

以上の 8 件につきましては、いずれの場合も農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 138 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議案へ進みます。

議長

議案第 139 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 139 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 4 件の申請がありました。

面積は田 724 m<sup>2</sup> 畑 98 m<sup>2</sup> 計 822 m<sup>2</sup> です。

受付番号 1 番です。

賃貸人は申請地 田 168 m<sup>2</sup>を賃借人に作業ヤード敷地として一時転用するものです。

申請地は東海北陸自動車道付加車線事業に伴う、高架橋を造るため円滑な作業の遂行、利便性を考慮し施工箇所近隣において作業ヤード敷地が必要になったものです。

農地区分は農用地と判断され、転用許可基準は仮設工作物の設置その他の一時転用に該当すると考えられます。

受付番号 2 番です。

譲受人は市外の自身が勤務する社宅に居住していますが、その社宅は単身世帯を想定した間取りであり、昨年子どもが誕生したことで手狭となりました。そこで、譲渡人の妻の祖父が所有する申請地 田 346 m<sup>2</sup>に住宅を建築することにしました。この申請地は、妻の実家が近隣にあり、子育ての手助けが必要な時も行き来するのに時間を要せず、最適地と考え申請するものです。

農地区分は、都市計画法上の用途地域（第 1 種中高層住居専用地域）の 3 種農地と判断され、転用許可基準は原則許可と考えられます。

受付番号 3 番です。

譲渡人は申請地 田 210 m<sup>2</sup>を一般住宅敷地に転用するものです。譲受人は、現在、父所有の住宅に居住しておりますが、老朽化し、建て替えや大規模リフォームが必要な状況になりました。しかし、所有者である父が反対し実現しないため、また、生活時間帯やライフスタイル等の違いで家族同士のバランスがとれず、同居が困難な状態となり、新たな住宅敷地を考えておりました。隣接地である申請地の売却情報を受け、将来、親の介護等を見据えたうえで、買い受けることとするものです。

農地区分は都市計画法上の用途地域（第 1 種住居地域）の 3 種農地と判断され、転用許可基準は原則許可と考えられます。

受付番号 4 番です。

譲渡人 A は申請地 畑 2 筆 計 59 m<sup>2</sup>を、譲渡人 B は申請地 畑 2 筆 計 23 m<sup>2</sup> 総計 98 m<sup>2</sup> を譲受人に宅地拡張のため転用するものです。この申請地は、平成 7 年頃に、旧平村〇〇敷地へ接道する民間所有地において、車が通ることができる幅へと開拓されたことに伴い、車で譲受人敷地へ入るには他人の土地を横断しなくては入れないことになってしまいました。そこで、所有者の同意を得て、農地であった土地を進入

事務局 路として造成してしまったことが無断転用につながったものと思われ、今回改めて、譲受人に所有権移転し、譲り渡すことにしたものです。また、当時から農地法の許可を得ず、通路敷地と使用してきたこともあり、今回是正し、申請いたします。

農地区分は 2 種農地として判断され、転用許可基準は代替可能性なしと考えられます。

議長 以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第 139 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認いたします。続きまして、次の議案へ進みます。

議長 議案第 140 号 農用地利用集積計画にかかる利用権設定に関する申出書の取下について事務局に説明を求めます。

＝議案第 140 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

件数 11 件 筆数は 19 筆 田畑合わせての面積は、29,417 m<sup>2</sup> です。

内容につきましては次ページに掲載してございます。

1 番から 10 番は、2 月 5 日の総会にて公告してございます。申出地は〇〇、〇〇地域で、所有者は砺波市〇〇の方がほとんどであります。県営土地改良事業による〇〇、〇〇地域の受益面積は 58.8ha、令和 2 年から 7 年までの予定で畦たおしや水路改修等のハード事業を実施することとなっております。この度、ソフト事業が採択されたため、一度取下げることとなりました。

今後、5 年以内に中間管理機構を通して再度設定する予定で

事務局 あり、今回は地権者と農業法人〇〇との相対での利用権を設定することでの取下げです。

11 番の案件ですが、今月 3 月委員会において公告しているものでございます。畑 1 筆 443 m<sup>2</sup>について、既に 17,000 m<sup>2</sup>を地元集落営農組織へ利用権設定中であり、所有農地全てを中間管理機構へ預け直したい希望があり、今回取り下げるものです。

また、この始期は 3 月 31 日ですが、その前に申出があったことからお諮りしたくよろしくお願いいたします。

議長 以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

〇〇委員 もう少し、補足して教えて頂きたいのですが、ハード、ソフト事業という言葉で説明されていましたが、どのようなことでしょうか。

事務局 ハード事業は畦倒しや用水路施設の改修です。  
現場は 3 反区画がほとんどで、基本 1 町田にしたいところではありますが、2 枚を 1 枚にしたりするほ場の一部大区画化を行うものです。ソフト事業は、担い手の集積や農村環境の調和を図るための事業のようです。

議長 よろしいでしょうか。

議長 その他にご意見はございますか。

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第 140 号農用地利用集積計画にかかる利用権設定に関する申出書の取下についてについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認いたします。続きまして、次の議案へ進みます。

議長 議案第 141 号農用地利用集積計画（案）の決定について事務局から説明願います。

議長

＝議案第 141 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は、450 件 1,036 筆 田 1,032 筆 1,316,275.73 m<sup>2</sup>  
畑 4 筆 50,593 m<sup>2</sup> 合計 1,366,868.73 m<sup>2</sup> となっております。

主に新規設定のところを中心にご説明申し上げます。

平地域の 3 番は、使用貸借権にて近隣の地元の方に設定するものです。9 番も 3 番同様に使用貸借権にて新規設定するものです。

井波地域の 14 番は、規模縮小かつ仲間田ということで設定するものです。15 番は、補助金の絡みで別の認定農業者へ付け替えとなります。16 番は、規模縮小により別の認定農業者に預けるものです。19 番は、規模縮小のため農業法人へ設定するものです。20 番は、離村・離農によるものです。

井口地域の 21 番は、規模縮小のため、近隣の集落営農組織に預けるものです。

福野地域の 22 番は、仲間田の解消です。23 番から 32 番は、認定農業者が離農のため、新たな認定農業者への付け替えとなります。33 番は、農事組合法人〇〇が借受けしていましたが、耕作者変更により〇〇へ設定するものです。55 番は、認定農業者の付け替えで別の法人格に設定するものです。56 番も同様です。

福光地域の 68 番は、仲間田解消によるものです。69 番は、地権者の離農により、認定農業者へ設定するものです。78 番は、地権者の規模縮小によるものです。84 番は、法人格との利用満了後に手続きをしていなかったため再度設定するものです。101 番は、経営縮小によるものです。104 番は、法人格と利用権満了後の手続きモレによる設定です。117 番も同様です。118、119 番は、経営規模縮小です。122 番も同様です。129 番は、離農によるものです。181・182 番は、離農によるものです。187 番・188 番は、受託者所有の隣接地です。219・220 番は、仲間田の解消です。受託者の経営面積は約 9ha です。この先 226 番まで、仲間田解消によるものです。227・228 番は、畑地の一部設定です。311 番・312 番は、離農により農業法人に預けるものです。313 番から 316 番は、経営規模縮小により農業法人に預けるものです。327・328 番も同様です。331・332 番は、経営縮小によるものです。341 番・342 番は、経営



事務局

縮小です。343番・344番は、離農によるものです。345・346番は、仲間田解消によるものです。347・348番は、経営規模縮小です。349・350番は、離農によるものです。357番・358番は仲間田解消によるものです。375番・376番は、経営規模縮小です。380番・381番は、離農によるものです。383番から386番までは、離農によるものです。387番から390番は、仲間田の解消によるものです。399番・400番も仲間田の解消です。411番・412番と413番・414番は、経営縮小によるものです。415番から418番まで経営規模縮小です。429番は、離農で法人にすべて預けるものです。430番は仲間田で、法人に預けるものです。431番は、認定農業者の離農によるもので、中間管理機構を通して別の認定農業者に預けるものです。432番は離農によるもので、中間管理機構をとおして法人格に預けるものです。433番から435番は、別の農業法人への付け替えによるものです。436番・437番は、離農により中間管理機構を通して預けることになったものです。438番・439番は認定農業者の離農により付け替えを行うものです。440番は、自作から法人へ預けるものです。441番から443番は離農によるものです。444番は、経営面積の拡大によるものです。445番・446番は、離農によるものです。447番・448番は、規模縮小です。449番は仲間田解消。450番は、一作畑を含んでの設定です。

流動化率は3月4日の時点よりも若干増加した結果になりました。今回の申請で主な利用権設定を受ける者は福光地域の(有)〇〇の53haを筆頭に、福野地域の法人による再設定が多かったようであります。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の条件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第141号農用地利用集積計画(案)の案を除きまして決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議案へ進みます。

議長 議案第 142 号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて、事務局に説明を求めます。

＝議案第 142 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

福光地域から非農地証明の願い出がありました。

田 3,654 m<sup>2</sup> 畑 2,376 m<sup>2</sup> 計 6,030 m<sup>2</sup>を原野又は山林として申請するものです。

申請地は、南蟹谷の〇〇地区です。位置は県道の金沢井波線沿いになります。筆数は 30 筆で地権者は 7 名です。3 月 9 日に〇〇委員と〇〇委員とで現地確認をしたところですが、公図と現地を一致させることがなかなか困難な場所でありましたが、一部原野化と山林化となっていました。50 年近く耕作されておらず、復元は不可能であると判定し、証明するものです。

議長 以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第 142 号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長 続きまして、報告第 64 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について事務局より説明を求めます。

事務局

＝報告第 64 号について議案書をもとに朗読・説明＝

福光の〇〇地域で 1 件の案件がございます。

願い出者の方は〇〇〇〇で、地目 田 30 m<sup>2</sup> で用途は農機具格納庫です。昭和 56 年に手続きをしましたが、昭和 60 年に購入した農機具が大型であったため、無届出で建築してしまいました。その是正のための用途変更を、3 月 12 日付けで変更公告を行いましたので、報告させていただきます。

議長

以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

特にご異議がないようですので、報告第 64 号の農業振興地域整備計画の軽微な変更について終わります。

議長

続きまして、次の報告事項へ進みます。

議長

報告第 65 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について事務局より説明を求めます。

事務局

＝報告第 65 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回の筆数は、31 筆で 66,383 m<sup>2</sup> です。

申請場所は、〇〇地区の 1000 番代やスーパー農道沿い等があります。ここは既に利用権設定済みでありましたが、購入ということですので報告させていただきました。このほ場についてほとんどの方は、1 m<sup>2</sup>あたり 200 円の単価設定です。13 件につきましては、農林水産公社へ申請中でありますので、手続きは順次行われて行く予定です。

議長

以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 特にご異議がないようですので、報告第 65 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について終わります。

議長 続きまして、次の報告事項へ進みます。

議長 報告第 66 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 66 号について、議案書をもとに既読・説明=

今回は 29 件の届出を受理しました。面積は、田 43,603 m<sup>2</sup> 畑 49,010 m<sup>2</sup> 計 92,613 m<sup>2</sup> です。

受付番号 1 番から 11 番につきましては、あっせん事業に関するものです。

受付番号 12 番につきましては、既に国土交通省に売買したことによるものです。

受付番号 13 番につきましては、議案番号第 138 号農地法第 3 条受付番号 1 番に関するものです。

受付番号 14 番につきましては、既に市へ売買したことによるものです。

受付番号 15 番及び 16 番につきましては、耕作者の労力不足により解約するものです。

受付番号 17 番及び 18 番につきましては、中間管理機構を通して同じ方と再設定するものです。

受付番号 19 番から 21 番につきましては、中間管理機構を通して法人の〇〇と利用権設定するものです。

受付番号 22 番につきましては、あっせん事業によるものです。

受付番号 23 番から 26 番につきましては、補助金交付農地で中間管理機構を通して担い手の変更を行うため、解約が必要となったものです。

受付番号 27 番につきましては、耕作者が高齢となったため解約するものです。

受付番号 28 番につきましては、今後は、法人の〇〇へ利用権設定するものです。

受付番号 29 番につきましては、今後は、認定農業者〇〇へ利用権設定するものです。

議長 これらについて、何かご質問、ご意見などございますか。

(意見、質問なし)

議長 特にご意見、ご質問等がないようですので、以上で報告第60号 農地法第18条第6項の規定による通知書について終わります。

議長 続いてその他連絡事項です。事務局よりお願いします。

=その他(研修会中止分の資料配布及び農業委員活動記録の報告)について=

事務局

(帳票の記載事項また提出日の連絡等)

議長 本日の議案審議、報告事項はすべて終了いたしました。

議長 全体を通して何か他にございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 次回の農業委員会 令和2年5月1日(金) 午後2時

議長 以上で、南砺市農業委員会第34回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時15分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長